

茅野都市計画地区計画の決定（茅野駅前地区）

【茅野駅前地区】

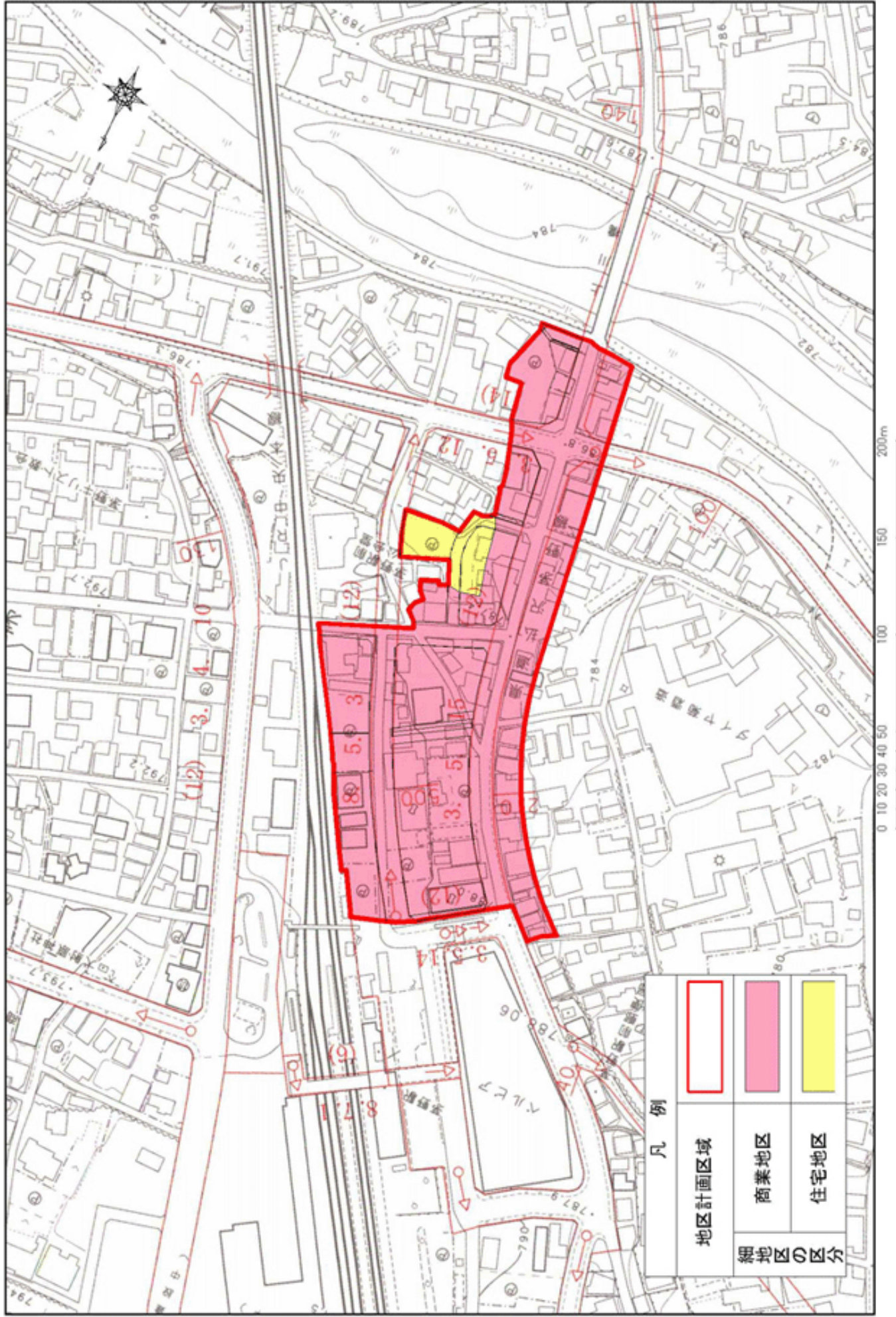
地区計画を次のように決定する。

名 称	茅野駅前地区地区計画	
位 置	茅野市ちの字八日市場、字原地下、字原地南、字大塚下の各一部	
面 積	約2.5ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR 茅野駅の西側に位置しており、都市再生土地地区画整理事業により都市基盤施設を充実するとともに、店舗及び住宅を再配置し、市の玄関口にふさわしい良好な街並みを有する賑わいのある市街地を形成することを目標とする。
	土地利用の方針	都市計画道路弥生通線及び上川橋線の沿線は商業業務地としての利用を図り、中心市街地にふさわしい街づくりを進める。その他は、良好な居住環境が形成、保全されるよう誘導する。
	地区施設の整備の方針	土地地区画整理事業により道路、公園、水路の公共施設を整備し、秩序ある街づくりを目指す。
	建築物等の整備の方針	良好な街並みを形成するため、建物等の整備方針として以下のものを設定する。 1. 街並みに統一性を持たせるため、建築物の壁面の位置、高さを制限する。 2. 美しい街並みの形成を図るため、建築物等の形態、意匠を制限する。 3. ゆとりと災害、防犯上の安全を確保するため、かき又はさくの構造を制限する。

地 区 整 備 計 画	地区の 区分	地区の 名称	商業地区	住宅地区	
		地区の 面積	約 2.4 ha	約 0.1 ha	
	建築物等 に関する 事項	壁面の位置の制限		<ul style="list-style-type: none"> ・ 弥生通線沿道は、外壁若しくはこれに代わる柱の面は、道路境界から 1m 以上後退させる。 ・ 上川橋線沿道は、1 階部分の外壁若しくはこれに代わる柱の面は、道路境界から 1m 以上後退させる。 	_____
		高さの最高限度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度は、18m とし、かつ、階数は地上 5 階建て以下とする。ただし、道路境界から 5m 以上離れた部分においては、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度は、18m とし、かつ、階数は地上 5 階建て以下とする。
	形態・ 意匠の 制限	建築物の形態		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の形態は、周辺との調和に配慮したものとする。 	
		建築物の色彩 ・ 素材		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺との調和に配慮し、基調色は、素材を活かした彩度の低い落ち着いた色とする。ただし、周辺との調和に配慮し、アクセントカラーを効果的に使うことは妨げない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺との調和に配慮し、素材を活かした彩度の低い落ち着いた色とする。
		駐車場 ・ 建築設備等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場、建築設備等を設置する場合は、周辺の街並みや建築物本体との調和に配慮したものとする。 	
		屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物は、街並みとの調和に配慮し、必要最小限の数及び大きさとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、屋外広告物は設置してはならない。
	かき又はさく の構造の 制限		<ul style="list-style-type: none"> ・ かき又はさく等を設置する場合は、生け垣など周辺の街並みとの調和に配慮したものとする。 ・ かき又はさくの高さは、敷地地盤面より 1.2m 以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ かき又はさく等を設置する場合は、生け垣など周辺の街並みとの調和に配慮したものとする。 ・ 道路境界に面するかき又はさくの高さは、敷地地盤面より 1.2m 以下とする。ただし、門柱、門扉にあっては、この限りでない。 	

茅野都市計画 茅野駅前地区地区計画

計画図



凡例

地区計画区域	
商業地区	
住宅地区	

細地区区分